



2024年6月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヘ リ オ ス
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 C E O 鍵 本 忠 尚
(コード番号：4593 東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 C F O リ チャード・キ ン ケ イ ド
(T E L : 0 3 - 4 5 9 0 - 8 0 0 9)

普通社債（私募債）の発行に関するお知らせ

当社は、2024年6月5日付の当社執行役会において、私募による株式会社ヘリオス第1回普通社債（以下、「第1回普通社債」といいます。）及び株式会社ヘリオス第2回普通社債（以下、「第2回普通社債」といい、第1回普通社債と併せて、以下、個別に又は総称して「本社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社は、同日付の当社執行役会において、アルフレッサ株式会社（以下、「アルフレッサ社」といいます。）との間で、同日付で業務提携基本契約（以下、「本業務提携基本契約」といいます。）及び第1回普通社債及び第2回普通社債買取契約（以下、「本社債買取契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。両契約については同日付の当社プレスリリース「アルフレッサ社との業務提携基本契約及び社債買取契約締結のお知らせ」（以下、「本業務提携プレス」といいます。）をご参照ください。

記

1. 本社債の発行の理由

本業務提携基本契約の締結に合わせ、運営資金への充当、MultiStem®の幹細胞培養上清液、及び細胞製品凍結保管装置 SIFUTM (Secure Integrated Freezer Unit) の研究開発資金、商用生産のための資金への充当を目的として、本社債の発行を行うものです。

なお、運営資金は既発行の第21回新株予約権及び第22回新株予約権の行使による調達についても今後見込んでおりますが、現時点で行使が行われていない状況を鑑みてそれを補填するものであります。

2. 本社債の概要

(1)	名 称	・株式会社ヘリオス第1回普通社債 ・株式会社ヘリオス第2回普通社債
(2)	社 債 の 総 額	・第1回普通社債：金800,000,000円 ・第2回普通社債：金800,000,000円
(3)	各 社 債 の 金 額	金100,000,000円
(4)	払 込 期 日	2024年6月28日
(5)	償 還 期 日	・第1回普通社債：2027年6月28日 ・第2回普通社債：2030年6月28日
(6)	利 率	年率2%
(7)	利 払 方 法	① 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含みます。）から償還期日（同日を含みます。）までこれを付し、2024年12月28日を第1回の利払日と

		<p>してその日までの分を支払い、その後毎年6月28日及び12月28日に、各々の直前の利払日の翌日から当該利払日までの期間に対応する金額を支払います。</p> <p>② 利払日が銀行営業日（東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）ではないときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>③ 本社債の償還後は、利息は発生しません。</p> <p>④ 1年でない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。</p>
(8)	払込金額	各本社債の金額100円につき金100円
(9)	償還価額	各本社債の金額100円につき金100円
(10)	償還方法	<p>本社債は、上記第(5)号に記載の償還期日に、その総額を上記第(9)号に記載の償還価額で償還します。但し、繰上償還に関しては下記①及び②に記載のとおりです。なお、償還期日が銀行営業日ではないときは、その支払いは当該償還期日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>① 当社は、繰上償還を希望する日（以下、「繰上償還日」といいます。）の15営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円に経過利息相当額（下記②において定義します。）を加えた金額で繰上償還することができます。</p> <p>② 「経過利息相当額」とは、各本社債の金額100円につき、直前の利払日の翌日から繰上償還日までの期間に対して本社債の利率を適用して計算される金額をいいます。</p>
(11)	期限の利益の喪失	<p>当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失します。</p> <p>① 当社が上記第(7)号に記載の規定又は上記第(10)号に記載の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行又は是正がなされないとき。</p> <p>② 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>③ 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず</p>

		<p>ならず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が4億円を超えない場合は、この限りではありません。</p> <p>④ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除きます。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。</p> <p>⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>⑥ 当社が社債権者との間で締結する本社債の買取に関する契約が解除されたとき。</p> <p>⑦ 当社が本業務提携基本契約の規定に違反し、アルフレッサ社の書面による承諾を得ずに一定の組織再編行為又は一定の事業、重要な資産若しくは知的財産権等の譲渡等（業務提携に重大な悪影響を及ぼすことが明白なものに限ります。）を行った場合において、社債権者が書面により本社債の期限の利益を喪失させる旨を当社に通知したとき。</p> <p>⑧ 本業務提携基本契約に基づく表明及び保証又は本社債買取契約に基づく当社の表明及び保証が、重要な点において、真実でなく若しくは不正確であることが判明した場合において、社債権者が書面により本社債の期限の利益を喪失させる旨を当社に通知したとき。</p>
(12)	担保・保証の有無	<p>本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。但し、本業務提携基本契約において、本社債のいずれかがその発行要項に定める償還期日に償還されない場合又は本社債のいずれかに係る期限の利益が失われた場合には直ちに、当社が保有する一定の資産又は知的財産権等をアルフレッサ社に譲渡する内容の資産譲渡契約及びアルフレッサ社又はその関係会社に対し一定の知的財産権の非独占的通常実施権を付与する内容の知的財産権許諾契約を締結する旨合意しております。詳細については本業務提携プレスをご参照ください。</p>
(13)	社債管理者	<p>本社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しません。なお、財務代理人も設置しません。</p>
(14)	振替機関	<p>該当事項はありません。</p>
(15)	総額引受人	<p>アルフレッサ社</p>

3. 今後の見通し

本社債の発行により、2024年12月期に社債利息16百万円を計上する予定です。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上